

# 大阪・久米田寺所蔵北斗曼荼羅図に関する一考察 —— 制作背景を中心に

宇代 貴文 (神戸大学)

大阪・久米田寺所蔵の北斗曼荼羅(以下、本図)は、平安時代後期に遡る別尊曼荼羅の一遺品として知られる。北斗曼荼羅は天曆年中(947-957)に東密香隆寺の寛空が考案した曼荼羅で、図像別に方形式と円形式の二系統に分類され、前者は東密で後者は台密で重用されていたと考えられている。本図は前者の方形式に該当し、仁和寺僧寛助(1056-1125)考案の、『四家鈔図像』所収の「普通流布マンドラ」と同じ図像構成をしている。概観は、三重方形で区画された構成で、最内院の須弥山上蓮華座に鎮座する釈迦金輪を中心に、周囲に九曜、下辺に北斗七星を配する。この外縁の第二院には十二宮、さらに第三院に二十八宿と、それぞれ星宿を配している。

これまでの先行研究の中で問題とされてきたのは、北斗曼荼羅の図像典拠、構成の意味及び成立に関する問題が中心であったが、本図の制作背景に関してほとんど言及されてこなかった。本発表では、先行研究の成果を基盤として、本図の図像的性格や技法様式を再検討し、さらに制作背景や絵画史的立場づけを明らかにしていく。

本図像は、五惑星を中国の五行説に基づいて配置し、十二宮、二十八宿も古代中国の天文説に従って構成している。また一字金輪仏頂を中心に、北斗七星を金輪の下辺(南方)に置く構成は、寛助の所説に基づく配置であるが、これは須弥山を中心に南瞻部州である俗界に対して、転輪聖王が世界を統治するイメージとして表されていると考えられる。すなわちこれは仏法と王法を融合する思想に基づいており、この曼荼羅は護国を目的とした、天変消除、皇室の安寧などの功德を求めて考案された図像だと推測される。

また表現技法や様式から、本図を平安末、12世紀の制作とする見解が有力であるが、同時代の絵画作品と比較検討した結果、宮中真言院の五大尊十二天像や日野原家旧蔵の千手観音菩薩像、細見美術館の愛染明王像に類似の表現がみられ、12世紀第2四半期、これを降らない時期の制作であることが推測される。なお『東寺長者補任』、『光台院御室伝』などの諸文献では、12世紀前半、宮中に於いて寛助が大北斗法を修法していた記録が頻繁にあらわれる。寛助は、それまで私的修法であった北斗法を、新たに国家の天変消除を前提とした、皇室、院の息災延命を目的にした修法に改変している。すなわち大北斗法が考案された意図として、寛助以前の二品親王性信、覚行と皇族関係の人物を法親王として迎え入れる立場にあった仁和寺が、皇室との関係を維持していく為に、修法や曼荼羅を媒介にしていたと考えられる。以上の考察を踏まえて、本図が白河院政政権下、寛助が大北斗法を始修した天永元年から保安4年(1110-1123)の間に制作された画像である可能性を指摘したい。